

高浜3、4号停止継続

大津地裁 関電申し立て却下

関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の運転差し止めを命じた3月の大津地裁仮処分決定を不服として関電が申し立てた、決定の効力を一時的に止める執行停止について、同地裁（山本善彦裁判長）は17日、却下する決定をした。関電は今回の決定についてさらに争うことはできず、高浜2基は同地裁で係争中の異議審で仮処分決定を取り消されたい限り、法的に運転を止めない状態が続く。（産辰則）



「関電の申し立て却下」などと書かれた垂れ幕を掲げる住民側＝17日、大津地裁前

決定は3月の内容をほぼ踏襲。関電に対し「東京電力福島第1原発事故の原因に関する説明が不足している」と指摘し、現状では一応の原因究明を終えているとも認められなかった。

さらに「（原子力規制委員会の）新規制基準に適合したことを前提として安全性が確保されたとはいえない」と判断し、「新基準に従って、少なくとも原発の設計や運転の規制がどう強化され、関電がどう応じたかを主張、説明すべきだ」とした。

決定文を受け取った住民側は地裁前で「再び原発再稼働に断る」などと書かれた垂れ幕を掲げ、「却下する」という二行が光っている。3月の

仮処分決定を守る「ことができず」と尋ねた。関電は執行停止が認められなかったことを受け「誠に遺憾である」とコメントした。

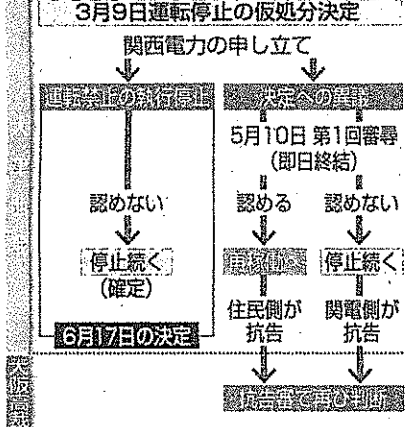
高浜原発3、4号機の運転差し止めを住民が求めた仮処分を巡っては、同地裁は3月9日、申し立てを認め、運転差し止めを命じる決定を出した。関電は同日、「科学的

運転可否異議審へ 最終結論 抗告審か

関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止めを命じた大津地裁の仮処分決定に対して関電が申し立てた執行停止が17日却下され、高浜2基の運転許可で終え、近く結論が出される。

否は、執行停止と同時に関電が同地裁に申し立てている異議審の判断を待つ形となった。異議審は審尋を5月の1回日却下され、高浜2基の運転許可で終え、近く結論が出される。

高浜原発3、4号機 運転を巡る手続き



技術的検討を行っていない」として、決定の取り消しを求め、最終的な結論はまた先となりそうだ。

大津市内で会見した住民側弁護団は「却下の判断理由は、3月の仮処分決定と基本的に変わっていない」と強調。井戸謙一弁護団長は「異議審でも決定が覆ることはまずない」とした。

住民側弁護団は時期は「7月末か8月末になる」との見通しを示している。運転差し止めを命じた仮処分決定し、今回の執行停止申し立てを知り下した山本裁判長が異議審も担当する。

関電の異議が認められた場合は住民側が、認められなかった場合は関電が、それぞれ大阪高裁に抗告するとみられる。

「脱原発」訴え 官邸前で200回 主催団体「今後も」

反対」と官邸に向かって声をウルマさんは「再稼働に前の合わせた。この日は、主催者約800人が参加し、発表で約800人が参加し、続々限り、今後も抗議していく」と話していた。

主催する首都圏脱原発連合の中心メンバーで女性イラストレーターのみさお・レッド

「脱原発」訴え 官邸前で200回 主催団体「今後も」

反対」と官邸に向かって声をウルマさんは「再稼働に前の合わせた。この日は、主催者約800人が参加し、発表で約800人が参加し、続々限り、今後も抗議していく」と話していた。

主催する首都圏脱原発連合の中心メンバーで女性イラストレーターのみさお・レッド

12年3月に始まった。

1原発事故から1年後の2012年3月に始まった。

6/20 福井

核燃料8月取り出し 関電

関西電力は17日、高浜原発3、4号機に装荷されている核燃料を原子炉容器から取り出すと発表した。大津地裁が運転差し止めを命じた3月の仮処分決定について、同地裁が同日、関電の執行停止請求

を却下し、運転停止のさらなる長期化は避けられないと判断したもようだ。4号機は8月上旬、3号機は同月下旬に燃料の取り出し作業を開始する。関電は「異議審の決定時

期が見通せない中、使用済み燃料プールで燃料を一括管理することにした」と説明した。

燃料は157体ずつ装荷されており、うちプルトニウム・ウラン混合酸化物(MOX)燃料が3号機は24体、4号機

は4体含まれている。作業は4号機側から着手。燃料を取り出すため、3週間ほどかけて原子炉容器のふたを開けて取り出し作業は3日間を予定し、8月中に2基の取り出し作業が終わる。

3号機は2月1日から39日

間営業運転し、仮処分を受けて運転停止中。4号機は発電・送電を開始する作業中に緊急停止し、定期検査中となっている。仮処分が覆ったとしても、燃料の再装荷や運転準備に1カ月超を要する見通し。(坂下享)